

受任等通知書

令和8年4月6日

アラモードアイ岐阜各務原、FACE 盛岡本店のお客様各位

f/b R-送

〒453-0015

名古屋市中村区椿町14-13 ウエストポイント7F

弁護士法人 心

TEL052-485-4836/FAX052-485-6004

ベルポート株式会社

代表取締役 松葉俊治

代理人弁護士 岩橋毅彦

(事務担当 高原)

第1 はじめに

当職は、ベルポート株式会社（アラモードアイ岐阜各務原：岐阜県各務原市那加日新町二丁目29番地コンフォール日新2号室、FACE 盛岡本店：岩手県盛岡市上堂4丁目13-12、代表取締役：松葉俊治）から自己破産の申立ての委任を受けました弁護士です。このような事態になりお詫び申し上げます。

本書面は、アラモードアイ岐阜各務原又は、令和7年3月1日以降にFACE 盛岡本店で、小顔矯正やエステ等の複数回のサービスを受ける契約をして代金を支払い、未消化分が残っていると見込まれる方にお送りしています。

第2 今後の手続の流れ

令和8年5月頃目途に当職が裁判所に自己破産の申立てをし、令和8年7月頃を目途に、裁判所が債権者の皆さまに、破産管財人を選任した旨の書面を送ります。

破産管財人は、当職とは別の弁護士が選ばれ、ベルポート株式会社の財産の有無を調査して、財産があればお金にかえます。

債権者の皆さまにお分けできる財産が形成できれば、破産管財人が手続にのっとり債権者に公平に分配しますが、今回は分配の見込みはほぼありません。

第3 よくある質問等

1 皆さまがしていただく必要があること

証拠等ご提出いただいても財産の分配の見込みがないので、裁判所からの決定書をお待ちいただくのみで、皆さまがする必要があることはございません。

2 クレジットカード（以下、「カード」といいます。）での代金支払について

クレジットカード会社（以下、「カード会社」といいます。）から立替払いを受

けた代金について、既にカード会社への支払いが完了している方は、カード会社から返金を受けることは原則できませんが、現在分割支払い中の方は、カード会社にお問い合わせください。

なお、当職はカードの支払いを止めることはできませんし、カード会社とお客様の権利関係についてはお手伝いできかねます。

- 3 令和7年2月28日以前にFACE盛岡本店でご契約された方が対象とならないこと

令和7年2月28日までは、FACE盛岡本店の経営主体は、ベルポート株式会社ではない合同会社FABITであり、代表者も異なりますので、令和7年2月28日以前のご契約の方は、ベルポート株式会社に対する請求権はありません。

第4 ご協力をお願い

- 1 ベルポート株式会社や松葉俊治氏から返済を受ける行為は、偏頗弁済として否認されることになり、事業所内への立ち入り什器備品の持ち出しはご遠慮願います。
- 2 本件につきまして当職が代理人として窓口となりますので、上記関係者と直接折衝する等なさらず、何かございましたら当職までご連絡ください。

お問い合わせへの回答は、守秘義務の関係で、契約者ご本人様で住所及び電話番号を明らかにしていただける方に限らせていただきます。

また、お返事に時間を要することをお詫び申し上げます。

以上